

山元町文化財ボランティア登録要領

（目的）

第1条 この要領は、山元町（以下「町」という。）の文化財保護・普及活動における山元町文化財ボランティア（以下「文化財ボランティア」）の登録に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（活動の内容）

第2条 文化財ボランティアの活動内容は、次のとおりとする。

- （1）文化財事業運営ボランティア
展示の解説、体験学習及び講座等の町が主催する文化財保護・活用事業等の補助を行う
- （2）文化財管理ボランティア
町が管理する文化財に関わる管理の補助を行う
- （3）文化財環境整備ボランティア
歴史民俗資料館、文化財に関わる環境整備の支援活動を行う
- （4）文化財の調査・研究等に関するボランティア
収蔵品等の補修・整理、展示具（展示パネルを含む）の整理等、文化財に関する資料整理や調査・研究等に関する補助を行う
- （5）その他、文化財に関する活動

（申し込み資格）

第3条 個人での文化財ボランティアへの申し込み資格は、次のすべての条件を満たす者とする。

- （1）町の歴史・文化や文化的なボランティア活動に興味がある者
- （2）町が指定する場所（山元町内）へ来ることが可能な者
- （3）満18歳以上（ただし、高校生を除く）で、無償での活動が可能な者
- （4）山元町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

2 団体での文化財ボランティアへの申込み資格は、次のすべての条件を満たす団体とする。

- （1）町の歴史・文化や文化的なボランティア活動に興味がある団体
- （2）町が指定する場所（山元町内）へ来ることが可能な団体
- （3）団体及びその構成員が、山元町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと

(申請及び登録方法)

第4条 文化財ボランティアに登録を希望する者は、「山元町文化財ボランティア登録申込書」(様式第1号)を山元町歴史民俗資料館長(以下「館長」という。)に提出するものとする。

2 館長は登録申込書を受理したときは、提出書類を審査し、館長が適当と認めた者に対し、「山元町文化財ボランティア登録証」(様式第2号)を交付するものとする。

3 文化財ボランティアに登録された者は、登録申込書の記載事項に変更があった場合や登録証の再交付に際しては「山元町文化財ボランティア登録異動届」(様式第3号)を館長に提出するものとする。

(登録期間)

第5条 文化財ボランティアの登録有効期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中に登録した者は、登録日から加入年度末までとする。

なお、文化財ボランティアに登録された者はボランティア活動保険加入日翌日から活動できるものとする。

(登録更新)

第6条 文化財ボランティア登録の更新を希望する者は、毎年2月末までに「山元町文化財ボランティア更新意向調査票」(様式第4号)を提出するものとする。

なお、更新意向調査票の提出がない場合、更新の意思はないものとみなすこととする。

2 館長は更新意向調査票を受理したときは、提出書類及び活動実績等を審査し、館長が適当と認めた者に対し、更新を認めるものとする。

(登録の取り消し)

第7条 館長は次のような場合、登録有効期間中であっても登録を取り消すことができる。なお、登録者本人から登録取り消しの申し出があった場合は、「山元町文化財ボランティア登録異動届」(様式第3号)を館長に提出するものとする。

- (1) 登録者本人から登録取り消しの申し出があった場合
- (2) 登録者本人が死亡したとき
- (3) 病気、連絡不能、その他の理由により活動を行うことが困難となった場合
- (4) 町の依頼に応じた活動内容に反する活動をした場合
- (5) 活動に支障をきたすような秩序を乱す行為があった場合
- (6) 文化財ボランティア及び町の信用を失墜するおそれのある行為、活動上知り得た情報の漏洩等、文化財ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき
- (7) 登録後に申し込み資格を満たしていないことが判明した場合
- (8) その他、館長が文化財ボランティアとして適当でないと認める場合

(ボランティア保険)

第8条 個人登録により文化財ボランティアとして登録された者は、町の負担により山元町歴史民俗資料館が加入する「ボランティア活動保険」に加入するものとする。

(附則)

この要領は、令和8年8月1日から施行する。